

MR 認定試験制度とは？ —MRとして活動するために必要な資格—

『MR 認定試験の受験資格』

MR 認定試験を行っている「公益財団法人 MR 認定センター」によると、MR 認定試験の受験資格は、製薬企業または CSO (MR 派遣業) で導入教育を受講し、修了認定するか、センターの教育研修施設で基礎教育 300 時間を受講し、修了認定することで受験資格が得られます。

ただし、教育研修施設で受験資格を得た場合は、MR 認定試験合格後、製薬企業または CSO に入社し、実務教育 150 時間と実務経験 (MR 経験) 6 カ月が修了しないと MR 認定証を取得する事が出来ません。

『MR 認定試験とは？』

MR 認定試験とは、MR の資質向上のために、MR になるための導入教育の成果を客観的に評価する試験であり、1997 年から実施されています。MR の仕事は資格制ではありませんが、ほとんど全ての製薬会社が、MR の受験をしていますので、MR にとっては避けて通れない試験になっています。

MR 認定試験は、毎年 12 月に東京と大阪で行われています。試験科目は 3 科目あり、試験の範囲は MR テキストから出題されます。3 科目は、**医薬品情報、疾病と治療、医薬概論** となります。

医師、歯科医師、薬剤師は、医薬品情報、疾病と治療が免除されます。

MR 資格の有効期限は 5 年間です。そのため、MR 資格を取得して 5 年間経ったら更新することになります。更新のためには「継続教育」という教育を受けねばなりません。継続教育は、教育研修システムの認定を受けている製薬企業と CSO (MR 派遣企業) でしか受講することはできません。

長期の休職や退職された方は、更新条件に満たない事がありますので、ご自身で MR 認定センターに補完教育を申し込む必要があります。この補完教育を申し込まないと、MR 資格が失効になるので注意して下さい。補完教育はインターネットを利用し、コンピューターで行います。

※2012 年度から MR 認定試験は新制度に移行されました。

発足時の試験科目は薬理学、薬剤学、添付文書、疾病と治療、医薬概論、PMS の6つでしたが、薬理学、薬剤学、添付文書を統合した「医薬品情報」、医薬概論と PMS を統合した「医薬概論」、そして「疾病と治療」の3科目とし、MR 活動に必要な内容に整理されています。

また、薬剤師、医師、歯科医師の有資格者は、医薬品情報、疾病と治療が免除されます。

さらに、MR 活動の実践に生かせる基礎的内容を習得できているかが判定される内容に改訂され、試験結果については、合格率、合格基準と、正答に加えて新たに配点も公表することになりました。